



発行 東京都

目次

告示

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………

……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………

公告

○特定非営利活動法人の認定……………

……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………

○東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……………(環境局総務部環境政策課)……………

○土地収用法による収用の裁決手続開始……………

……………(東京都収用委員会)……………

○東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………

……………(水道局)……………

正誤

○平成二十九年十一月一日付東京都告示第十六百六十二号……………

……………

告示

●東京都告示第十六百六十九号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき勝とき東地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用

する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年十一月六日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

勝とき東地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十七年十一月二十日から平成四十年三月三十一日まで

三 施行地区

中央区勝とき二丁目及び勝とき四丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区勝とき四丁目五番十七号

五 変更の内容

事業施行期間を平成四十一年十月三十一日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十九年十一月六日

公告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。平成二十九年十一月六日

東京都知事 小池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人 maggie, s t o k y o

二 代表者の氏名

秋山 正子、鈴木 美穂

三 主たる事務所の所在地

東京都江東区豊洲六丁目四番十八号

四 認定の有効期間

平成二十九年十月十日から平成三十四年十月九日まで

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第三十二条第二項において準用する同条例第二十条第二項の規定に基づき、東京都市計画道路幹線街路環状第四号線(港区港南一丁目〜同区白金台三丁目間)建設事業に係る特例環境配慮書及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

平成二十九年十一月六日

東京都知事 小池 百合子

一 日時

平成二十九年十二月八日(金曜日)午前十時開始

二 場所

港区高輪区民センター 区民ホール

港区高輪一丁目十六番二十五号

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、

次のことを記載した公述申出書を平成二十九年十一月二十日(月曜日)までに公述申出先へ持参又は郵送により提出すること。

- (一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)並びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号
- (二) 対象事業の名称
- (三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)

四 公述申出先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番
一号 東京都庁第二本庁舎二十三階

五 公述人の選定

- (一) 公述人の数は、二十五人程度とする。
 - (二) 公述しようとする者が多数あつた場合には、抽せんにより公述人を選定する。
 - (三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。
- 六 公述の範囲及び公述時間
- (一) 公述人は、特例環境配慮書及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べらるものとする。
 - (二) 一人当たりの公述時間は、十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午前九

時三十分から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
電話番号〇三(五三八八)三四四一(直通)

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
公告する。

平成29年11月6日

東京都収用委員会

会長 池田 眞 朗

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第46号線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 平成29年10月20日

別記のとおり

別記

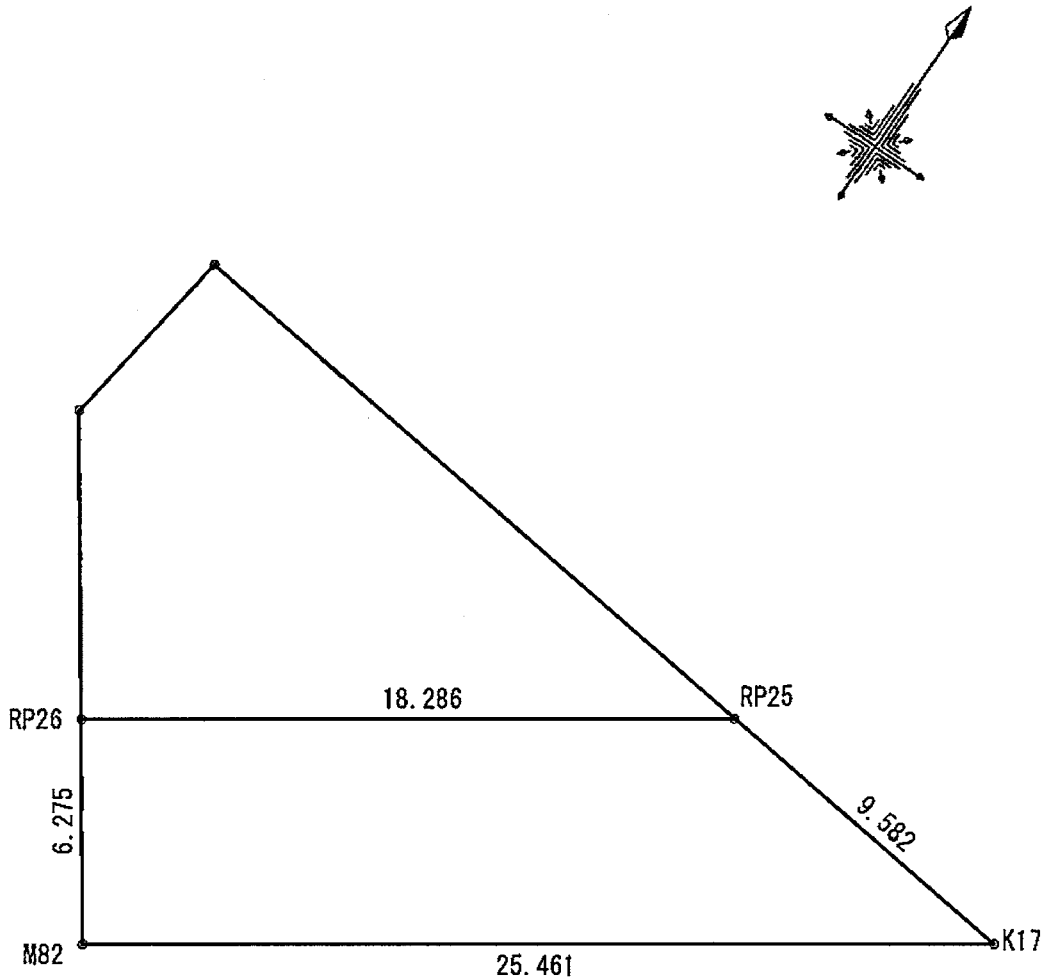
裁決手続の開始を決定した土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都目黒区原町一丁目	1231番15	宅地	m ² 270.27	m ² 270.59	芳川美沙	東京都目黒区原町一丁目16番2号				別図のとおり

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都目黒区原町一丁目1231番15のうち

137.60平方メートル



単位：メートル

測点名	境界標種	X 座 標	Y 座 標	$X_{n+1} - X_{n-1}$	$Y (X_{n+1} - X_{n-1})$
RP25	金属錶	-42506.297	-12386.508	9.042	-111998.805336
K17	民金属標	-42507.492	-12377.000	-15.417	190816.209000
M82	金属錶	-42521.714	-12398.119	-9.042	112103.791998
RP26	金属錶	-42516.534	-12401.661	15.417	-191196.407637
倍 面 積					-275.211975
面 積					137.6059875
地 積					137.60 m ²

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成二十九年十一月六日

東京都水道局長 中嶋 正宏

指定番号	商号	代表者	住所	廃止年月日
九三〇七	株式会社ラック	徳田 昌平	品川区南品川一丁目二番六号	平成二十九年九月十五日
三八五八	モリオキ産業株式会社	森 義治	世田谷区池尻三丁目三十番五号	同月十九日
七二九七	真寿設備工業	佐藤 巖	大田区羽田六丁目三十三番六号	同日
七三七四	Y.M.I ZU設備	山口 幸子	江戸川区篠崎町七丁目二十七番七号	同日
八一〇九	小野設備	小野 康弘	世田谷区喜多見二丁目十番十六号	同日
八六一一	有限会社マルケン	関 久子	西東京市田無町一丁目一番十七号	平成二十九年九月二十日
二六六一	有限会社板川水道工業	板川 栄一	葛飾区青戸五丁目十四番七号	同月二十九日

正 誤

○平成二十九年十一月一日付東京都告示第千六百六十二号

ページ一段一行一 誤 正

増刊95 上 七 東京都告示第千六百六十二号 東京都告示第千六百六十一号

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 一箇月 三〇円 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

